

# 第3次長野県子ども読書活動推進計画

～子どもたちが本に親しみ、豊かな心と生きる力を育むために～



©長野県アルクマ

平成27年3月  
長野県教育委員会



## はじめに

---

子どもたちは、読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、自ら学ぶこと、楽しさや知る喜びを体得することができます。

子どもたちが読書の楽しさに触れて、読書活動を広げ、深めていけるように、家庭・地域・学校・関係機関・民間団体等が連携し、社会全体で子どもの読書活動推進に向けた取組を進めていくことが大切です。

しかしながら、情報通信技術の発達と情報の高度化とそれに伴う生活スタイルの変化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化していることから、学校段階が進むにつれ読書離れが進むという課題が指摘されています。

国においては、平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）を制定し、子どもの読書活動を支援するため、平成 14 年 8 月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）、平成 20 年 3 月には第 2 次基本計画を策定しております。

また、平成 22 年を「国民読書年」として読書活動の更なる機運の醸成に取り組むとともに、「図書館法」の改正（平成 20 年）、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正（平成 24 年）等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備も進みました。

そして、平成 25 年 5 月には、これまでの成果や課題の検証、諸情勢の変化等を踏まえ、第 3 次基本計画が策定されたところです。

長野県においても、推進法第 4 条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」に沿って、平成 16 年に「長野県子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を、平成 21 年には第 2 次推進計画を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

さらに、平成 25 年 4 月からは「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の創造を目指す、「長野県総合 5 か年計画（しあわせ信州創造プラン）」、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を基本理念に掲げた「第 2 次長野県教育振興基本計画」を推進し、子どもたちの豊かな心と健やかな身体の育成を目指す「豊かな心を育む教育」に取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、長野県における子どもの読書活動を更に推し進めるべく、「第 3 次長野県子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

本計画の目標を達成するためには、図書館や学校、県や市町村の教育行政はもとより、家庭・地域・民間団体等の関係する皆様が密接に連携・協働し、取組を進めることが重要です。

本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただいた県民の皆様、お力添えをいただいた多くの皆様に御礼を申し上げますとともに、本計画に基づく子どもの読書活動の推進に、是非ともご理解とご協力をお願いします。

平成 27 年 3 月 長野県教育委員会教育長 伊藤 学 司

# 第3次長野県子ども読書活動推進計画

## 目 次

はじめに

I	第3次長野県子ども読書活動推進計画について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	基本理念と目指す姿	1
II	第2次長野県子ども読書活動推進計画の取組状況	2
1	成果と課題	2
2	数値目標の達成状況と考察	3
III	子ども読書活動の推進	4
IV	推進のための方策	5
1	家庭・地域・学校等における取組の推進	5
	(1) 家庭における読書活動	
	(2) 地域における読書活動	
	(3) 学校等における読書活動	
2	普及啓発活動の推進	11
	(1) 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発	
	(2) 各種情報の収集及び提供	
	(3) ブックリストの発行等による普及啓発	
	(4) キャッチフレーズ等子どもが覚えられる啓発メッセージの発信	
3	連携・協力体制の推進	13
	(1) 推進体制の整備	
	(2) 関係機関との連携強化	

# I 第3次長野県子ども読書活動推進計画について

---

## 1 計画策定の趣旨

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条第1項の規定に基づき、平成21年3月に策定した「長野県子ども読書活動推進計画（第2次推進計画）」の取組の成果と課題を踏まえ、長野県の基本的な施策を示すとともに、市町村や学校、読書活動ボランティアをはじめとする民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針として、定めるものです。

## 2 計画の期間

平成27年度からおおむね5年間

## 3 基本理念と目指す姿

本県の子どもたちが豊かな心を持ってたくましく成長するために、早い時期からの取組や、自主的な読書活動を推進します。

**基本理念「子どもたちが本に親しみ、豊かな心と生きる力を育むために」**

### 【目指す姿】

<b>興味関心の喚起</b>	本に対する興味関心を持ち、自ら進んで読書活動ができる。
<b>世界観を拓げる</b>	自分を取りまく世界とのつながりの大切さを、読書活動を通して感じることができる。
<b>本から学ぶ価値</b>	学ぶことや知ることに喜びを、読書活動を通して感じることができる。



**人生に活かす** 読書活動を通して得た情報や思考力・判断力・表現力を、人生をよりよく生きるために活用できる。

## Ⅱ 第2次長野県子ども読書活動推進計画の取組状況

### 1 成果と課題

「第2次長野県子ども読書活動推進計画」（以下「第2次推進計画」という。）では、平成16年に策定した「長野県子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、引き続き関係機関や団体等と連携・協力し、子どもたちが自主的に本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけられるよう、下記事業を重点として、子どもの読書活動の環境整備に取り組んできました。

#### ★家庭における読書活動への参加促進

家庭での読書習慣定着のため、家族ぐるみで読書を楽しむ時間を共有できるように、保護者を対象とした読書活動の重要性を学ぶ機会の充実を図りました。

また、急激に情報通信技術が進展する中、本に触れる機会を増やし、情報メディアとバランス良く関わることを親子で考えるため、「『共育』クローバープラン」を通じた家庭での読書活動の推進に努めてきました。

しかし、第2次推進計画策定当初と比べて、情報機器が生活のスタイルを変化させ、大人を含めて子どもたちにも広く影響しており、子どもたちの読書活動を取り巻く環境も大きく変化していることで、読書離れが進んでいくことが心配されます。

#### ★地域における取組の推進

地域の公立図書館は、「子どもが自由に本を選び、読書の楽しさに触れることができる場所」であるとともに、「本との出会いにより喜びや驚きを感じたり、必要とする知識を習得することもできる場所」として、重要な役割を担っていることをそれぞれの地域で再確認しながら、児童サービスの充実や図書館の情報化の推進、更にはボランティアと連携した読書活動の普及・充実等に取り組み、気軽に身近に読書に親しめる環境整備を進めました。

今後は、地域の個々のボランティア活動を生かしつつ、ボランティアと図書館・公民館・児童館等による連携をより充実していくことが必要です。

なお、市町村の子ども読書活動推進計画の策定については、地域における考え方の違いや各自治体の子どもを取り巻く状況の違いもありますが、引き続き、計画策定に向けた助言をするなど働きかけが必要です。

#### ★学校等における取組の推進

学校では、各教科、総合的な活動の時間等での学習活動を通して、読書習慣を身につけ、読解力や豊かな心を育てる役割を担い、学校図書館を中心に、学校と家庭・地域が連携した読書活動の推進に努めました。

平成24年度の（公社）全国学校図書館協議会の「学校読書調査」によると、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、学校段階が進むにつれ高くなり、読書離れが進む傾向にあるとの結果が出されています。長野県では、朝の時間を利用した一斉読書など、学校の日課に位置付けた学校全体での取組を進めています。しかし、高校になると、年間計画の中で実施される読書活動の割合が少ないことが調査結果より推測されます。

#### ★子ども読書活動に関する情報の収集と提供

「子ども読書の日（4月23日）」を中心とした事業や、県内で行われている特色ある取組等について各種調査を実施するとともに、教育月刊誌の刊行や長野県図書館大会の開催、県の関係機関ホームページでの人材情報・団体サークル情報の提供等を行いました。

今後、より積極的な普及啓発活動を実施するとともに、県・市町村・図書館・学校・民間団体等が連携・協働した取組を、更に積極的かつ計画的に実施していくことが重要です。

## 2 数値目標の達成状況と考察

第2次推進計画で策定した5項目の数値目標の達成状況については、次のとおりです。

### (1) ボランティア等の協力を得て読書活動している学校数の割合 (単位：%)

	H19年度	H25年度	H25年度目標値
小学校	82.2	100.0	100.0
中学校	35.9	100.0	60.0

※学校経営概要調査より

- ・職員、保護者又は地域の方による読み聞かせの実施や、朝読書を日課として読書活動に取り組む学校は、小学校、中学校ともに100%になり、目標値を達成しています。

### (2) 「学校図書館図書標準」達成学校数の割合 (単位：%)

	H19年度	H25年度	H25年度目標値
小学校	61.6	79.0	80.0
中学校	49.2	61.0	60.0

※学校経営概要調査より

- ・平成25年度学校経営概要調査結果により、各学校のクラス数と図書館蔵書冊数により算出しました。
- ・小学校ではわずかに目標値に及ばないものの、中学校ではおおむね目標値を達成しました。

### (3) 市町村子ども読書活動推進計画の策定率(策定作業中を含む) (単位：%)

H19年度	H25年度	H25年度目標値
11.1	51.0	50.0

※市町村の生涯学習推進体制に関する調査より

- ・平成25年3月現在の策定済市町村は、12市7町6村の計25市町村、策定作業中の市町村は5市3町6村の計14市町村です。
- ・長野県は市町村数が全国でも多く、また小規模な町村が多いことから、小さな町村での策定が進んでいないなど、地域により取組の差が見られます。

### (4) 公立図書館のホームページ開設率 (単位：%)

H19年度	H25年度	H25年度目標値
89.2	95.6	100.0

※長野県公共図書館概況より

- ・長野県内の公立図書館本館67館のうち64館でホームページが開設され、イベントの紹介をはじめ各種情報の発信が行われています。

### (5) 子ども読書の日(4月23日)を中心とした事業の取組を行っている公立図書館の割合

(単位：%)

H19年度	H25年度	H25年度目標値
64.1	73.1	100.0

※「子ども読書の日」に関する取組予定調べについて(文部科学省)より

- ・長野県内の公立図書館本館67館のうち49館で事業を実施しています。なお、この数値には含まれていませんが、子ども読書の日を、図書館ではなく学校で取り組んでいるという地域もあります。

### Ⅲ 子ども読書活動の推進

基本理念の実現に向け、目標と重点的取組を定め「家庭・地域・学校等における取組」「普及啓発活動」「連携・協力体制」について、具体的な取組を推進します。

基本理念

子どもたちが本に親しみ、豊かな心と生きる力を育むために

#### 1 家庭・地域・学校等における取組の推進

〔目標〕 家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たし、子どもが読書に親しむ機会の充実を図るため、家庭、地域、学校等が果たすべき役割を明確にして子どもの自主的な読書活動に向けて取り組みます。

##### 〔重点的取組〕

- ・家庭における読書活動の充実
- ・県立長野図書館による市町村立図書館への支援
- ・児童生徒の自主的な読書活動のための機会の提供
- ・高校における読書活動の重要性の啓発
- ・公立図書館の司書や司書教諭及び学校司書の研修の充実

##### 〔数値目標〕

項 目		現在の数値 (H25)	目標数値 (H31)
子ども 1 人当たりの貸出冊数	公立図書館 (児童図書)	18.8 冊	21 冊
	小学校	92.8 冊	100 冊
	中学校	23.7 冊	27 冊
学校図書館図書標準達成学校数の割合	小学校	79.0%	90%
	中学校	61.0%	75%
学校図書館蔵書のデータベース化率 (公立)	小学校	71.6%	80%
	中学校	80.2%	90%

#### 2 普及啓発活動の推進

〔目標〕 子どもたちが読書活動に取り組む意義や重要性について、広く県民の間に理解と関心を深めるために、子どもの自主的な読書活動を推進する機運の醸成を図ります。

##### 〔重点的取組〕

- ・読書活動の意義や重要性についての普及啓発の充実
- ・県立長野図書館を中心とした情報発信の充実

##### 〔数値目標〕

項 目	現在の数値 (H25)	目標数値 (H31)
「子ども読書の日」を中心とした事業の取組 (4・5月) を行っている公立図書館の割合	73.1%	100%
県立長野図書館ホームページ「子ども読書情報館」へのアクセス数	—	22,000 件

#### 3 連携・協力体制の推進

〔目標〕 本に親しむことができる環境づくりを進めるため、県や市町村、関係機関や民間団体等が緊密に連携し、相互の協力による取組を推進します。

##### 〔重点的取組〕

- ・市町村の「子ども読書活動推進計画」作成の推進
- ・学校と地域が連携した子ども読書活動の推進
- ・図書館以外の社会教育施設等との連携強化

##### 〔数値目標〕

項 目		現在の数値 (H25)	目標数値 (H31)
市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率	市	94.7%	100%
	町村	51.7%	70%

## IV 推進のための方策

### 1 家庭・地域・学校等における取組の推進

#### (1) 家庭における読書活動

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に自然に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが重要です。

家庭においては、読み聞かせをしたり、親子で一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをできるだけ早い時期から工夫して作ることが求められます。

また、定期的に読書の時間を設けるなど家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すよう、子どもに働きかけることが望まれます。

なお、家庭における読書活動の取組は家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

#### 《具体的取組》

- ① 本に触れる機会を増やし、情報メディアと適切に接する取組
  - ・ 「『共育』クローバープラン」(※1)を引き続き推進する。
  - ・ 家庭での読書活動の確保につながる「ノーメディアデー」(※2)を利用して、家族で読んだ本の話をするなどの機会を増やす。
  - ・ 情報通信技術の発達に応じたメディアリテラシー(※3)について、家庭や地域で学ぶ機会をつくる支援に努める。
- ② 読書活動の重要性の理解を進めるための学習機会の充実
  - ・ 若い世代が、子育てなどを学ぶ機会の中で、早い時期から子どもたちが本に慣れ親しむ環境づくりや、子どもが育つ上での読書活動の重要性について理解を深める。
  - ・ 幼稚園・保育所や学校の保護者会、PTAの研修会等を利用して読書活動の重要性について理解を図る。
- ③ 家庭における読書活動の支援
  - ・ 市町村等が実施するブックスタート事業(※4)をより一層充実するとともに、セカンドブック・サードブック事業(※5)を推進する。
  - ・ 図書館や公民館において行われる読み聞かせ会など、親子で本に親しむ機会をより一層充実していく。



©長野県アルクマ

※1 「共育」クローバープラン	長野県のすべての子どもと大人が共に学び、共に育つことを願って名付けられた4つの活動。「本を読む・汗を流す・あいさつ、声かけをする・スイッチを切る」
※2 ノーメディアデー	メディア(テレビ・ゲーム・パソコン・携帯やスマートフォン等)に触れないで過ごす1日
※3 メディアリテラシー	情報メディアを読み解き、情報を評価・識別する能力
※4 ブックスタート事業	主に市区町村自治体の事業として実施される。赤ちゃんとその保護者に、子育て情報とともに絵本を手渡し、絵本を介して心が触れ合うひとときを持つきっかけを作る活動
※5 セカンドブック・サードブック事業	赤ちゃんの誕生後に贈る「ブックスタート」に加え、主に3歳児検診や小学校入学時に、年齢にあった絵本を2度目のプレゼントとして渡すのがセカンドブック事業。さらに期間をあけて、3度目の本をプレゼントすることをサードブック事業という。

## (2) 地域における読書活動

子どもの読書活動を推進するためには、子どもがいろいろな本と出会う場面を作ることが大切です。そのためには、豊富な本に囲まれた読書環境を身近なところに整備することが重要となります。

公立図書館等は、子どもが学校以外で本と出会い自主的に読書を楽しむことができる場所であり、地域における生涯学習の中核施設として、子どもの読書活動に関する情報を発信していく施設でもあります。

今後も公立図書館等は、それぞれの地域の読書活動の拠点としての役割を果たしながらお互いに連携し、子どもへの適切な読書サービスの充実に努めるとともに、図書資料の選定・収集・提供や読書相談等を行う司書をはじめとする図書館職員、読み聞かせなどを行うボランティアや関係者等の研修を実施するなど、資質の向上を図る必要があります。

また、公民館も図書館と同じ社会教育施設(※6)であり、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行っており、読み聞かせやおはなし会等、地域における民間団体の活動場所として、重要な読書活動の拠点施設となっています。

なお、公立図書館等がない町村では、地域の身近な読書の場として機能している公民館図書室を設置することも多いことから、引き続き図書資料の整備に努めるほか、地域のボランティアや関係者等と連携・協力し、読書活動の機会を提供する取組をより一層進めていくことが望まれます。

### 《具体的取組》

#### ① 公立図書館等の取組

- ・ 児童関連図書コーナーの充実など、子ども読書活動推進のための館内環境整備を図る。
- ・ 地域のボランティアなどと連携した子ども向け企画展、イベント等の実施を推進する。
- ・ 教科書、学習関連書、調べ学習のテーマに合わせた図書選定の支援を行う。
- ・ 美術館・博物館など他機関との連携による子どもの読書活動推進の企画の充実を図る。
- ・ 「子ども読書の日(4月23日)(※7)」を中心とした事業の啓発やイベント開催を行う。
- ・ 子ども、家庭に対する情報提供(図書館だより、ブログ、ブックリスト(※8)、パスファインダー(※9)等)を推進する。
- ・ 電子書籍リーダーなど、ICT(※10)を活用した読書活動の支援を検討する。

#### ② 県立長野図書館(以下「県立図書館」という。)における公立図書館等への支援、独自の取組

##### ○市町村立図書館への支援

- ・ 読書活動の推進に関する情報の収集・提供(ボランティア情報、イベント情報、ブックリスト等)に努める。
- ・ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」に基づいた図書館整備の充実に努める。
- ・ 図書館職員の研修会を開催する。
- ・ ボランティア養成研修を実施する。
- ・ 図書館職員やボランティアへの図書館のバリアフリーサービス(※11)研修を開催する。

※6 社会教育施設

公民館・図書館・博物館等社会教育法で規定された施設及び社会教育行政の管轄下にある施設

※7 子ども読書の日

平成13年12月、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に国が制定(子どもの読書活動の推進に関する法律) 毎年4月23日

※8 ブックリスト

図書館で作成される。お薦め本、絵本や読み物を年齢別や段階別に分けたり、集団への読み聞かせに向く本や特定の調べ物等に関連する本等をまとめたもの

※9 パスファインダー

図書館において、特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方を提供するツール

※10 ICT

Information and Communication Technology

情報・通信に関連する技術一般の総称であり、主にインターネット通信などのシステム全般のことを示す。

※11 バリアフリーサービス

「障がい者サービス」ともいう。心身の障がいや高齢等の理由により図書館の利用に不自由を感じる方への図書館サービス

#### ○公民館図書室への支援

- ・ 図書館未設置町村への助言を行う。
- ・ 協力貸出制度をより整備・充実させる。
- ・ 図書館活動に関する各種研修会への参加の呼びかけを行う。

#### ○県立図書館独自の取組

- ・ 「子ども読書の日」を中心とした、お話し会などイベントを充実させる。
- ・ 子どものためのレファレンスサービス(※12)の充実に努める。



### (3) 学校等における読書活動

学校等(幼稚園・保育所を含む)は、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を果たします。

幼稚園・保育所では、読み聞かせや絵本の貸出等により、子どもが絵本や物語と出会い、読書の楽しさを知る大きな役割を担っています。

学校は、国語をはじめ各教科におけるさまざまな学習活動を通じ、子どもが読書習慣を身に付け、読書活動を通して、読解力や豊かな心を育てていくための大きな役割を担っています。

特に学校図書館は、児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こす自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的、自主的な学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能を果たしています。

さらに、児童・生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題に対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を更に充実させていくことが期待されます。

#### ① 幼稚園・保育所

幼稚園・保育所においては、読み聞かせなどを通して、子どもと本との出会いを作り、子どもが読書の楽しさを味わうことが大切です。

日々の読み聞かせや絵本の貸出等により、絵本や物語、図鑑等に親しませる取組が行われています。

また、子どもが読書好きになるかどうかは、幼少期に本を読んでもらった豊富な経験があるかどうかで決まるとも言われています。幼稚園・保育所においては、絵本や物語の読み聞かせなどを行い、更に子どもが読書に親しむための取組を充実させていく必要があります。

#### 《具体的取組》

##### ○読書の楽しさと出会うための工夫

- ・ 落ち着いて読書に取り組めるスペースと時間の確保を図る。
- ・ 常に子どもたちの手の届くところに本がある環境づくりに努める。
- ・ 保護者に対して読書活動の重要性和読み聞かせの方法等の啓発を行う。
- ・ 未就学児に対する体験入園(所)などの機会を活用して、読み聞かせを推進する。

※12 レファレンスサービス

図書館利用者が、学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料等を求めた時に、図書館職員が情報そのものや、あるいは、利用者の目的のために必要とされる資料を検索し、提供・回答することによって図書館利用者を助ける業務

## ② 小・中学校

小・中学校においては、児童・生徒が読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の定着を図っていくことが大切です。

さらに、論理や思考、コミュニケーションや感性・情緒の基礎となる言語力の育成に資する読書活動を推進することが求められます。

現在、ほとんどの小・中学校では、学校図書館を中心に一斉読書や読み聞かせが行われたり、日常的な朝読書や学校支援ボランティアによる読み聞かせが行われたりしています。

しかし、本を読まない児童・生徒の割合は、年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあり、中学生の読書活動を促す取組を更に進めることが重要です。

今後は、幼稚園・保育所から小・中学校における一貫した読書活動支援の継続を図りながら、幼児・児童・生徒の読書習慣が確立するように、一斉読書の一層の充実、推薦図書や必読書の選定、学校図書館を計画的に活用する教育活動の展開、司書教諭(※13)及び学校司書(※14)を中心とした教職員の協力体制や研修の充実等に向けた取組を更に推進する必要があります。

### 《具体的取組》

#### ○読書指導の充実

- ・ 図書館以外の場所に図書コーナーを設置する。
- ・ 季節や行事、社会的話題に合わせた推薦図書コーナーを設置する。
- ・ ブックトーク(※15)や読み聞かせ等、司書教諭や学校司書、学級担任や教科担任による読書指導を奨励する。
- ・ 読書の時間の中で、調べ学習の方法を授業や行事と関連付ける指導の充実を図る。

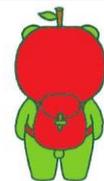
#### ○児童・生徒の自主的活動の充実

- ・ 図書館だより編集への参加や読書旬間中の企画に、児童・生徒が積極的に関わることができるような機会の確保を図る。

## ③ 高等学校

高等学校においても、各校の実態に応じて、総合的な学習の時間などでの調べ学習や図書委員会活動等を通して、生徒の自主的・意欲的な読書活動を充実させるための取組が進められています。読書経験を重ねる中で、豊かな感性、想像力、論理的・抽象的な思考など、人としてより深く生きるための力が身に付きます。

しかし、小・中学生から高校生になるにしたがって、受験勉強や部活動等による生活環境の変化により、読書の機会が少なくなっているという(公社)全国学校図書館協議会の「学校読書調査」結果もあることから、高等学校では、学校の特徴を生かした学習活動を通じて、生徒の自主的・意欲的な読書活動を充実させることが求められます。



©長野県アルクマ

- ※13 司書教諭 図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととされている。(学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならない。)
- ※14 学校司書 学校図書館において司書の業務を行う職員。平成27年4月1日施行の改正学校図書館法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定された。
- ※15 ブックトーク 一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介すること。本の内容を教えるのではなく、本の面白さを伝えること。または、聞き手にその本を読みたいという気持ちを起こさせることを目的としている。

## 《具体的取組》

### ○読書指導の充実

- ・学校の実態に応じた推薦図書目録の充実を図る。
- ・ブックトークなど、司書教諭や学校司書、学級担任や教科担任による読書指導を奨励する。
- ・ICTを活用した読書活動の充実を図るとともに、適切な使用のための情報モラルの学習機会の充実も図る。

### ○生徒の自主的な読書活動の充実

- ・図書館だよりの作成や図書の選定、読書旬間の企画等に、生徒が積極的に関わるなどの取組を充実させる。
- ・文化祭や読書旬間等の機会に、ビブリオバトル(※16)や作家による講演会など新しい試みによる行事の企画を実施する。

## ④ 特別な支援が必要な子ども

特別な支援を必要とする子どもにおいても、豊かな読書活動ができるよう、必要とする支援の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等、優れた実践事例について情報を収集するとともにその提供に努め、特別な支援が必要な子どもに対する読書活動支援の推進を図ることが大切です。

## 《具体的取組》

### ○学校図書館機能の充実

- ・読書の困難を改善・克服するために、必要とする支援の状態に応じた選書や視聴覚機器等を充実させる。

### ○読書指導の充実

- ・必要とする支援の状態に応じた選書の工夫・視聴覚機器等の活用により、読書の困難を改善・克服する取組を推進する。
- ・読み聞かせや対面朗読(※17)等の実施を充実させる。
- ・ボランティアの点字図書や録音図書(※18)の作成、対面朗読等への参加などの取組を充実させる。
- ・県立図書館が実施する「バリアフリーサービス研修会」への教職員の参加を推進する。
- ・学級文庫の充実、身近な絵本コーナーの設置等の工夫を図る。

### ○児童・生徒の自主的活動の充実

- ・特別支援学校中・高等部で生徒会活動として行われている図書館活動の取組を充実させる。

## ⑤ 子どもの読書環境の整備・充実

学校図書館は「読書センター」としての機能、「学習・情報センター」としての機能、「心の居場所」としての機能を果たしています。

これらの機能が更に発揮され、子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、さまざまな興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくとともに、学校図書館の中心的な役割を担っている、司書教諭や学校司書の配置の促進や資質の向上が必要です。

※16 ビブリオバトル 「知的書評合戦」ともいわれる。自分が読んで面白いと思った本を持って集まった参加者が順番に1人5分で本を紹介する。発表後にディスカッションをし、全ての発表終了後一番読みたくなった本を参加者で投票して決める。

※17 対面朗読 視覚に障がいがある方(利用者)が図書館に来館し、希望する図書資料を朗読者(音訳者)が朗読(音訳)するサービス

※18 録音図書 視覚に障がいがある方(利用者)に読書に親しんでもらうため、一定の基準に基づいて文字・図・表等ができる限り忠実に音声化した録音物

## 《具体的取組》

- 学校図書館における図書資料の充実
  - ・学校図書館の図書標準（※19）を目指した図書資料を整備する。
  - ・図書資料の質を確保するため資料的価値に配慮した図書資料の除架（※20）に努める。
  - ・団体貸出など、公立図書館との連携を推進する。
- 学校図書館の施設や設備の整備・充実
  - ・利用しやすい環境を実現した取組の紹介（図書館の配置場所、本の排架（※21）等）を行う。
- 学校図書館の情報化の充実
  - ・蔵書のデータベース化の充実を図る。
  - ・他図書館との所蔵情報の共有を図る。
  - ・公立学校における超高速インターネット接続の整備の充実を図る。
- 特別な支援が必要な子どもの読書環境の整備・充実
  - ・県立図書館の大活字本（※22）を活用する。
  - ・大活字本・点字図書・デジタル録音図書の市町村立図書館との相互利用を図る。
  - ・県立図書館による、点字図書・録音図書の目録の作成とホームページでの公開を行う。
  - ・「長野県聴覚障がい者情報センター」の充実を図る。
  - ・デジタル録音図書を多く所蔵するサピエ図書館（※23）の活用によるサービスの充実を図る。
- 学校関係者の意識向上
  - ・長野県図書館大会（※24）をはじめとする研修会、情報交換会等への司書教諭及び学校司書の参加を推進する。
  - ・各学校における校内研修や学校図書館関係の研究会の実施を推進する。
- 人的配置の推進
  - ・学校司書の県・市町村の実態に応じた配置を促進する。
  - ・各学校において、司書教諭及び学校司書に対する職員の協力体制や校務分掌上の配慮等の工夫をするよう働きかける。



※19 図書標準	公立義務諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として文部省(当時)が平成5年3月に定めた。
※20 除架	図書館において開架書架(利用者が自由に本を手にとって閲覧できる書架)から本を取り除くこと。
※21 排架	図書館において開架書架に本を配列すること。一般的に配架ともいうが、図書館資料を分類順など一定の法則で並べることを表現する場合は、「配架」とするより「排架」とするほうがふさわしい。
※22 大活字本	通常の活字では本が読みにくい図書館利用者の方のために、文字の大きさや行間等を考慮して作成された、原本の内容はそのまま大きな活字で組み直した本
※23 サピエ図書館	視覚障がいや視覚による表現の認識に障がいのある方に対して、情報を提供するネットワークを「サピエ」といい、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している。点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約62万件)を持つ。
※24 長野県図書館大会	長野県内の公共及び学校図書館や読書活動推進の関係者、読書に関心のある県民が一堂に集い、研究討議し、その結果を今後の読書活動の推進に反映させることを目的に毎年1回開催される。

## 2 普及啓発活動の推進

### (1) 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発

家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進していくためには、さまざまな機会と場をとらえ、子どもの読書活動に関する理解を図り、社会全体の機運を醸成することが必要です。

「子ども読書の日（4月23日）」は国民に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。

「子ども読書の日」を中心として県内各地でその趣旨にふさわしい事業が実施されることにより、子どもの読書活動に関する理解と関心が高まることが期待されます。

#### 《具体的取組》

- 公立図書館、学校図書館における啓発の取組
  - ・さまざまな読書関連行事を充実させる。
- 県立図書館における啓発の取組
  - ・「子ども読書の日」を中心とした読書関係行事の情報を収集する。
  - ・図書館未設置町村の公民館図書室において、「子ども読書の日」を中心とした読書関係行事の取組が行われるよう支援をしていく。
  - ・県立図書館のホームページにおける広報・啓発を推進する。



### (2) 各種情報の収集及び提供

多くの人々が、子どもの読書活動の実態や、国、県、市町村や学校、図書館、民間団体等におけるさまざまな事業や取組等に関する情報に容易に接し、活用することができるようにすることは、子どもの読書活動に対して、広く県民の興味や関心を引き出すことにつながります。

また、子どもの読書活動に携わる人たちに対しては、その意欲をより高め、活動の活性化へと導くこととなります。

#### 《具体的取組》

- 公立図書館等による各種情報の収集・提供
  - ・子ども読書活動の実態の把握に努める。
  - ・地方公共団体、学校、図書館、公民館図書室、民間団体等における取組の情報収集に努める。
  - ・ビブリオバトル、ブックトーク、アニメーション(※25)等の先駆的・モデル的な取組に関する情報収集に努める。
  - ・収集した情報や優れた取組について、県立図書館ホームページ内の「子ども読書情報館(※26)」において情報の提供を行う。

※25 アニメーション

アニメ(魂・生命)を活性化させること。読書へのアニメーションとは、ゲームや遊びを通して読書に親しみ、楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション力を伸ばすという、スペインで生まれた国際的な読書指導の手法で、75の手法(作戦)がある。

※26 子ども読書情報館

県立長野図書館のホームページ内に開設された、子ども読書活動推進情報が見られるサイト

### (3) ブックリストの発行等による普及啓発

子どもたちが発達段階の中で、より多くの優良な図書に接することは、大変有意義です。優良な図書の選定・推奨を行ったり、ブックリストを作成したりすることは、子どもたちが本を手取るきっかけ作りとして有効です。

#### 《具体的取組》

- 県立図書館による普及・啓発
  - ・お薦め本や信州文学等の地域に関わるブックリストを作成し、県立図書館ホームページでの周知を図る。
- 学校図書館・市町村立図書館による普及啓発
  - ・作成したお薦め本などのブックリストを、広報誌やホームページで周知し共有を図る。

### (4) キャッチフレーズ等子どもが覚えられる啓発メッセージの発信

子どもたちが覚えやすいキャッチフレーズや親しみやすいキャラクター等を利用することは、子どもたちが図書館や本、読書活動に興味を持つきっかけとして有効です。

#### 《具体的施策》

- 長野県教育委員会及び県立図書館による普及啓発
  - ・子ども読書活動推進計画に係る配布物や啓発活動を行う際に、長野県のPRキャラクター「アルクマ(※27)」の利用に努める。
  - ・県立図書館ホームページや県立図書館における展示や事業等でのキャッチフレーズの発信の際に「アルクマ」の利用に努める。



©長野県アルクマ

※27 アルクマ

長野県PRキャラクター。信州だけに出没する珍しいクマで、クマでありながら寒がり、いつも頭にかぶりものをしている。また、旅好きでいつも背中にはリュックを背負い、信州をクマなく歩きまくり、信州の魅力世の中にクマなく広めることを生きがいとする。アルクマのデザインシートの中に「読書」のバリエーションがある。

### 3 連携・協力体制の推進

#### (1) 推進体制の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、県や市町村がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携・協力体制を強化し、研修会などを通して各種情報の共有を図っていくことが大切です。

特に市町村は、住民に身近な地方公共団体として、その役割は重要であり、それぞれの地域の実情に応じて、子どもの読書活動の推進に関わるさまざまな事業を実施していくことが求められています。

さらに、子どもの読書活動推進体制を整備するために、県や県立図書館は県内及び全国の、子どもの読書活動に関する情報を収集・提供するとともに、市町村立図書館等との連携をより一層図ることが期待されます。

#### 《具体的取組》

##### ○県の推進体制

- ・計画の進捗状況についての把握、分析及び情報の提供を行う。

##### ○市町村との連携・協力体制

- ・県立図書館による子ども読書活動に関する情報の提供を行う。
- ・県立図書館との相互の連携・協力体制の整備を推進する。
- ・「市町村子ども読書活動推進計画」の策定を、引き続き働きかける。



©長野県アルクマ

#### (2) 関係機関との連携強化

地域における子どもの読書活動を一層推進していくためには、家庭・地域・学校等がその役割を果たすだけでなく、県立図書館や市町村立図書館、学校図書館、大学図書館、更には関係機関が相互に連携・協力していくことが大切です。

子どもの読書活動推進に関する図書や情報の共有化、人材の活用、事業の共同実施等、連携・協力した取組を進め、子どもが読書に親しむ機会を提供できるネットワークを形成していくことが期待されます。

ボランティア・企業等民間団体は、学校・図書館・公民館等と連携しながら、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を深めたり、子どもが読書に親しむ機会を提供したりする活動を各地で行っています。

このような活動を支援し、社会全体に周知するためにも、ボランティア・企業等民間団体の活動の情報収集、図書館や公民館等での活動や研修の機会の提供など、活動を支援する方策を講ずることが望まれます。

#### 《具体的取組》

##### ①家庭・地域・学校の連携

- ・学校と地域が連携して子どもを育てる「信州型コミュニティスクール」(※28)を中心に保護者やボランティアの連携に向けた話し合い・実践を行う。
- ・県立図書館は、地域連携事例や学校、幼稚園・保育所が互いに連携した取組の紹介を行う。
- ・地域の公立図書館と司書教諭、学校司書のネットワークの充実を図る。

※28 信州型コミュニティスクール

地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するため、保護者や地域住民が学校運営に参画し学習支援や教育環境の整備などの教育活動の支援をする。このような取組を通じて、学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有し、一体となって子どもを育てる信州独自の仕組み。地域の実情に応じた取組が可能で、それぞれの特色を生かした実践が期待できる。

## ②図書館間や博物館・美術館等との連携

### ○図書館間

- ・図書館間の横断検索システムの運用・参加を充実させる。
- ・大学図書館と連携した相互貸借の推進を図る。

### ○博物館・美術館等

- ・図書館と博物館・美術館その他施設との連携（MLA連携※29）を推進する。
- ・博物館・美術館等の展示に関連した図書コーナーの設置を行う。

## ③ボランティア・企業等民間団体との連携

### ○公立図書館

- ・民間団体やボランティアを対象とする研修会の開催を推進する。

### ○県としての取組

- ・民間団体やボランティアの活動の場として、県立図書館の施設の活用を推進する。
- ・「子どもゆめ基金※30助成金」などの助成制度の情報提供を行う。
- ・市町村立図書館などと書店や民間団体等の連携・協力を支援する。
- ・市町村立図書館、公民館、児童館等の公共施設の利用が図られるよう働きかける



©長野県アルクマ

※29 MLA連携

博物館・美術館 (Museum)、図書館 (Library)、文書館 (Archives) の連携のこと。

いずれも文化的情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のアーカイブ化などの課題を共有していることから、近年、連携の重要性が認識されてきている。

※30 子どもゆめ基金

21世紀を担う夢を持った子どもの健全な育成の推進を図ることを目的に、国と民間が協力して、子どもの体験・読書活動などを応援する基金

參考資料



## 長野県子ども読書活動推進会議設置要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、長野県子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

(検討事項)

第2 推進会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進の連携・協力方策に関すること
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第1項に基づく計画策定への助言に関すること
- (3) その他子どもの読書活動の推進の方策に関すること

(組 織)

第3 推進会議は、委員6名以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから県教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 学校教育関係者
  - (3) 図書館関係者
  - (4) 福祉・ボランティア・NPO等民間団体関係者

(委員長)

第4 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、推進会議を招集し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(任 期)

第5 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6 推進会議の事務局は、教育委員会文化財・生涯学習課に置く。

(補 足)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月6日から適用する。

## 長野県子ども読書活動推進会議委員名簿

◎委員（6名）

（五十音順）

氏 名	役 職 等
清水 美奈子	須坂市たんぽぽの会
西 一夫	信州大学教育学部教授
松本 有司	県立長野図書館館長
棟田 聖子	松川村立図書館長
米山 郁子	長野市立綿内小学校司書教諭
渡邊 陽子	木島平村公民館図書室司書

（任期：平成26年6月19日～平成27年3月31日）

## 長野県子ども読書活動推進会議開催状況

文化財・生涯学習課

	開催日時（出席者数）	主な審議事項
第1回	平成26年6月19日（木） （6人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県子ども読書活動推進会議について</li> <li>・第2次長野県子ども読書活動推進計画について</li> <li>・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国第3次計画）について</li> </ul>
第2回	平成26年9月4日（水） （6人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議の概要について</li> <li>・学校図書館法の改正について</li> <li>・第3次長野県子ども読書活動推進計画素案について</li> </ul>
第3回	平成26年10月22日（水） （5人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の会議の概要及び今後の予定について</li> <li>・第3次長野県子ども読書活動推進計画原案について</li> <li>・第3次長野県子ども読書活動推進計画原案の数値目標について</li> </ul>
第4回	平成27年2月13日（金） （6人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント等の意見について</li> <li>・第3次長野県子ども読書活動推進計画（案）について</li> </ul>



# 関 係 法 令 等

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 図書館法
- 3 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- 4 学校図書館法



# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 図 書 館 法

発令 : 昭和 25 年 4 月 30 日号外法律第 118 号  
最終改正 : 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号

## 第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して3年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除〔昭和60年7月法律90号〕

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除〔平成20年6月法律59号〕

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除〔平成11年7月法律87号〕

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第3章 私立図書館

#### 第24条 削除〔昭和42年8月法律120号〕

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 (略)

## 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

発令 　　：平成24年12月19日号外 文部科学省告示第172号

最終改正：平成24年12月19日 文部科学省告示第172号

### 第1 総則

#### 1 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第3条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### 2 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

#### 3 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

#### 4 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

#### 5 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

#### 6 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

## 第2 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### (1) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

##### (2) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(1)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第14条第1項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前2項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ④ 市町村立図書館は、第1項及び第2項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(3) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(4) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(5) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第16条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(6) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(1) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(2) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(1) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

## (2) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

## (3) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

## (4) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実を努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

## (5) 多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

#### (6) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

### 4 職員

#### (1) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第1の4の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

#### (2) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
  - ア 資料の紹介、提供に関すること
  - イ 情報サービスに関すること
  - ウ 図書館資料の保存に関すること
  - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
  - オ 図書館の職員の研修に関すること
  - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出

のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

## 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第2の2の6により準用する第2の一の1の(6)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

## 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

## 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第2の二の6により準用する第2の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

## 5 職員

①□ 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第2の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

# 第3 私立図書館

## 一 管理運営

### 1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

## 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

## 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

## 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

## 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

## 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

## 四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。



## 学校図書館法

発令　　：昭和 28 年 8 月 8 日号外法律第 185 号

最終改正：平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。 )において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。 )を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第 3 条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第 4 条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。 )をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。